

旅券法改正のお知らせ

有効期限 10 年のパスポートを取得できる年齢が、ことし 4 月 1 日以降、現在の 20 歳以上から 18 歳以上へ引き下げられます。これは成人年齢の引き下げに伴う旅券法の改正によるものです。

また、パスポートの発給申請などの際、親権者の同意が不要となる年齢も、18 歳以上に引き下げられます。

上記内容が変更となっておりますので、ご承知下さい。

在ソロモン日本国大使館

EMBASSY OF JAPAN IN SOLOMON ISLANDS

P.O.Box 560, Honiara, Solomon Islands

Tel: +677-22953

※緊急時の専用電話：(国番号) 677-7491621／7494469

E-mail japan-embassy-solomon@sm.mofa.go.jp

HP https://www.sb.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Facebook <https://www.facebook.com/japanemb.solomon/>

Twitter https://twitter.com/JapanEmb_SI